

【健康保険・厚生年金保険】

社会保険料見直しのお知らせ

毎年9月の「定時決定」により、当社で健康保険・厚生年金に加入されている方の保険料の見直しをおこないます。

見直し後の保険料は、9月就業分の社会保険料から適用になりますので、10月23日支給の給与明細にてご確認ください。

適用月

9月就業分（10月23日支払分）から適用

見直し条件と保険料の決定方法

3・4・5月就業分（4・5・6月支払分）各月の支払基礎日数が17日以上（短時間労働者は11日以上）ある月の平均をとって保険料を決定。 ※支払基礎日数…出勤や有給など給与額の基礎となる日数

！対象条件は、上記以外にも年金機構が定めている決定方法がございます。
詳しくは次のページ「よくある質問」Q1をご確認ください。

定時決定とは・・・

健康保険・介護保険・厚生年金保険といった社会保険料は、給与に合わせて年に一回見直されます。社会保険料は標準報酬月額を元に算出されますが、実際の給与と標準報酬月額に大きな差が生じないように毎年見直されます。この手続きが定時決定です。

▶ 次のページの「よくあるご質問」もご確認ください。

よくあるご質問

Q1. 新しい保険料の等級はどのようにして決まりますか？

A1. 3～5月就業分(4～6月支払分)の総支給額の平均金額で決定します。ただし以下の条件に該当した場合は、その月を除外して計算します。

要件	例
支払基礎日数(出勤・有給休暇等の日数)が17日以上(短時間労働者は11日以上)ない場合	フルタイム勤務で支払基礎日数が 3月：18日、4月：20日、5月：15日 →3・4月就業分(4・5月支払分)の内、要件を満たす月で算定
月の途中で社会保険に加入した場合	3月15日社会保険加入 →4・5月就業分(5・6月支払分)の内、要件を満たす月で算定
補償金額の割合が100%未満の休業補償を受けた場合	4月就業分(5月支払分)に補償割合60%の休業補償を受けた →3・5月就業分(4・6月支払分)の内、要件を満たす月で算定
無期雇用労働者で待機期間が発生している場合	5月就業分(6月支払分)に待機期間がある →3・4月就業分(4・5月支払分)の内、要件を満たす月で算定

Q2. 3～5月就業分(4～6月支払分)すべての月が上記の要件を満たさない場合、新しい保険料はどうなりますか？

A2. 元の保険料の等級を引き継ぎます。

よくあるご質問

Q3. 新たに決定した保険料はいつから適用になりますか？

A3. 9月保険料(10月支払分)より適用となります。

Q4. 3～5月就業分(4～6月支払分)が繁忙のため、新しい保険料の等級が高くなりました。他の月で算定し直す方法はありませんか？

A4. 下記の要件を満たす場合は、年間算定の申し出がおこなえる可能性があります。スタッフ総務室へお電話にてご連絡ください。

【年間算定（年間平均による申し立て）の要件】

①「毎年3～5月が必ず、恒常的に繁忙になる」という理由がある

例) 人事業務担当で入退社処理を行う、経理業務担当で決算作業を行う

②通常の定時決定にて決定した等級と、

前年6月就業分(7月支払分)～本年5月就業分(6月支払分)のうち
支払基礎日数が17日以上(短時間労働者は11日以上)ある月の1年間の
平均金額で算定した等級に2等級以上の差がある

※年間算定の審査は年金機構がおこないます。認定がおりない場合もございますので、
あらかじめご了承ください。

(株)スタッフサービス スタッフ総務室

本件に関する問い合わせは、[「お問い合わせフォーム」](#)よりご連絡ください。